

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定結果について

(付議の要旨)

平成29年4月の福祉保健常任委員会において、「適格性審査」により指定管理者を選定することとした世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者について、適格性審査を実施し、指定管理者の候補者として選定したので報告する。

1 主 旨

世田谷区立障害者福祉施設条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、区立烏山福祉作業所の指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、平成30年4月からの指定管理者の候補者として選定した。今後、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を平成29年第三回区議会定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名 所在地	実施事業	指定管理者の候補者
世田谷区立烏山福祉作業所 世田谷区北烏山一丁目29番15号	就労継続支援B型	社会福祉法人武蔵野会 八王子市台町一丁目19番3号

3 指定期間

5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日）

4 選定方法等

(1) 選定方法

条例施行規則第13条により設置された世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会において、公募によらず適格性審査により候補者選定を行うこととした。

条例第14条第3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査、及びヒアリング審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

氏 名	役 職 ・ 所 属 等
○石渡 和美	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者
三井 美和子	身体障害者相談員
樋口 美津子	社会福祉法人嬉泉めばえ学園園長
松本 公平	世田谷区障害福祉担当部長
安永 もと子	世田谷区世田谷総合支所保健福祉課長

※「○」は委員長

### (3) 選定委員会開催状況

- 第1回選定委員会 平成29年3月30日 (審査方法等の審議)  
第2回選定委員会 平成29年6月30日 (書類審査・財務審査等)  
第3回選定委員会 平成29年8月4日 (ヒアリング、総合評価)

### 5 選定結果

条例の審査基準に基づき、選定委員会において申請者から提出された事業計画書の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、「適格」であるとの評価を受け、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙資料のとおり。

### 6 選定理由

- ① 選定団体は、都内において数多くの障害福祉サービス事業所の運営を行うとともに、区内でも当該施設を含め4か所の障害福祉施設の指定管理を行うなど、十分な施設運営の実績を有しており、財務審査における評価も概ね良好であった。
- ② 法人理念に基づく行動規範等をまとめた「支援介護の基本ブック」を用いて研修を実施することにより、法人全体で理念の共有化を図っている。また、職員個々には、目標管理シートにより個人目標の達成や自己啓発等を日頃の業務のなかでどのように取り組むかを具現化させて、各職員のスキルアップを図るなど、常勤・非常勤を問わず職員全体の質の向上と高い定着性が評価された。
- ③ 利用者の通所意欲を維持するため、通所することを楽しみに感じる作業メニューの提供、作業時間外の音楽活動の実施など、利用者が地域の一員として作業に参加したり、演奏活動を通じた社会参加・社会貢献を行うなど、高い通所意欲を醸成している。
- ④ 植栽剪定受注や地域の果実を使ったジャム作りなど、民生委員との連携の下で、日常作業の中でも地域との結び付きを意識的に行い、障害理解や地域に親しまれる施設づくりを行い、障害者施設としての機能だけでなく、地域における多面的な福祉拠点としての取り組みが高く評価された。

### 7 今後のスケジュール (予定)

- 平成29年9月 福祉保健常任委員会 (選定結果)  
区議会第三回定例会 (指定管理者の指定の提案)  
平成30年4月1日 指定管理者による管理運営開始

## &lt;選 定 結 果 表&gt;

1 施設名称 世田谷区立烏山福祉作業所

2 申請団体 社会福祉法人武蔵野会

3 審査結果

評 価 項 目		項目数	適格性の評価
書 類 審 査		31	915点/1,148点 (79.7%)
1	法人概要	2	54点/ 56点
2	施設の事業実績・自己評価	2	47点/ 56点
3	事業運営に関する考え方	2	66点/ 84点
4	事業内容（個別支援計画、利用者の高齢化への対応など）	11	289点/364点
5	家族や地域との連携	3	65点/ 84点
6	危機管理（災害対策、防犯対策、衛生管理・感染症対策など）	3	109点/140点
7	個人情報保護	1	44点/ 56点
8	権利擁護	1	46点/ 56点
9	苦情解決	1	42点/ 56点
10	職員（職員配置・人材育成など）	2	66点/ 84点
11	運営管理の効率化の提案	1	21点/ 28点
12	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行における取組み	1	42点/ 56点
13	独自の提案	1	24点/ 28点
財 務 審 査			360点/450点 (80.0%)
ヒアリング審査			605点/665点 (90.9%)
合 計			1,880点/2,263点 (83.0%)
合格基準（満点合計の70%以上）			1,585点以上
総合評価	申請団体は、事業を継続的に実施するための十分な財務基盤及び障害福祉サービスの実績を有しており、事業計画書及び申請団体へのヒアリング結果からも安定的かつ質の高い障害福祉サービスを実施する能力が十分であると認められることから指定管理者候補者として選定する。		